

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市情報公開条例(平成17年横手市条例第23号)第34条の規定に基づき、横手市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の議事その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第18号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第18号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。